2020年国内競技車両規則・第1編レース車両規定 第13章スーパーフォーミュラ (SF) 一部改正

<新旧対照表>

下線部:変更箇所

改正後

第13章 スーパーフォーミュラ (SF)

第1条 規定

- 1.1) ~1.3) 【略】
- 1.4) 適合車両
- 1.4.1) 【略】
- 1.4.2) 本規定で個別に認められた改造、および、スーパーフォーミュラ (SF) 車両供給者が<u>許可</u>した改造以外にいかなる改造<u>や取り外し</u>も許されない。
- 1.4.3) 【略】
- 1.5) ~1.7) 【略】

第2条 車体と寸法

カメラ、カメラハウジング、エンジンおよびトランスミッションと走行装置の機械的機能に限定して関連する部分を除き、外気にさらされている車両の全ての懸架部分は車体と定義され、エアボックス、ラジエター、オイルクーラー、インタークーラーおよびエンジンの排気装置は車体の一部とみなされる。

2.1) ~2.12) 【略】

2.13) 許されるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更

本規定の遵守、ならびに構成部品の正規の取り付け位置および寸法の確保を目的とした各部品の切削、調整およびシムの追加が認められ、以下の仕様への改造が認められる。

- 1) 車載カメラ、無線、<u>アンテナ、</u>ECU、データロガー、<u>各種センサ</u> <u>ー、ピトー管、</u>通信コネクター、および配線の取り付け。(ヘッドレスト部は除く)
- 2) ~4) 【略】
- 5) 各種センサー防護用カバーの設置。
- (1) 進行方向に対しカバー開口部より気流が抜ける構造でないこと。

現行

第13章 スーパーフォーミュラ (SF)

第1条 規定

- 1.1) ~1.3) 【略】
- 1.4) 適合車両
- 1.4.1) 【略】
- 1.4.2) 本規定で個別に認められた改造、および、スーパーフォーミュラ (S
 - F) 車両供給者が指定した改造以外にいかなる改造も許されない。

1.4.3) 【略】

1.5) ~1.7) 【略】

第2条 車体と寸法

カメラ、カメラハウジング、エンジンおよびトランスミッションと走行装置 の機械的機能に限定して関連する部分を除き、外気にさらされている車両の全 ての懸架部分は車体と定義され、エアボックス、ラジエターおよびエンジンの 排気装置は車体の一部とみなされる。

2.1) ~2.12) 【略】

2.13) 許されるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更

本規定の遵守、ならびに構成部品の正規の取り付け位置および寸法の確保を目的とした各部品の切削、調整およびシムの追加が認められ、以下の仕様への改造が認められる。

- 1) 車載カメラ、無線、ECU、データロガー、<u>センサーアンテナ、</u>通信 コネクター、および配線の取り付け。 (ヘッドレスト部は除く)
- 2) ~4) 【略】
- 5) 車高センサー防護用カバーの設置。
- (1) 平面視において、縦横断面比は3.5:1以下。

- (2) センサーの形状より乖離しないこと。
- 6) 【略】

第3条【略】

第4条 エンジン

- 4.1) ~4.3) 【略】
- 4.4) 冷却
- 4.4.1) ウォーターラジエターのコアは1体(1個)のみが認められる。 競技中(ピットボックス内での作業を除き)のウォーターラジエター、オイルクーラー、インタークーラーおよびエンジン各部の冷却は、空気のみが認められ、空気以外のいかなる物質の噴射、または噴霧による方法は禁止される。
- 4.5) ~4.6) 【略】

第5条~第6条【略】

第7条 電気系統

- 7.1) \sim 7.2.3) 【略】
- 7.2.4) 各種センサー類

各種センサーの取り付けは2.13)に従い車体輪郭の内側に設置することができる。

ただし、タイヤサーモセンサーをアンダーフロア上面に取り付けることは 許されるが、この場合は上面視で目視可能範囲内に限られる。

7.3) ~7.5) 【略】

第8条【略】

第9条 サスペンションとステアリング

- 9.1) ~9.6) 【略】
- 9.7) サスペンションとステアリングにおけるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。

- (2) 側面視において、200mm×80mmの領域以内。
- 6) 【略】

第3条【略】

第4条 エンジン

- 4.1) ~4.3) 【略】
- 4.4) 冷却
- 4.4.1) ウォーターラジエターのコアは1体(1個)のみが認められる。 競技中(ピットボックス内での作業を除き)のウォーターラジエター、オイルクーラーおよびエンジン各部の冷却は、空気のみが認められ、空気以外のいかなる物質の噴射、または噴霧による方法は禁止される。
- 4. 5) ~4. 6) 【略】

第5条~第6条【略】

第7条 電気系統

- 7.1) ~7.2.3) 【略】
- 7.2.4) 各種センサー類

各種センサーの取り付けは2.11)に従うことで許される。

7.3) ~7.5) 【略】

第8条【略】

第9条 サスペンションとステアリング

- 9.1) ~9.6) 【略】
- 9.7) サスペンションとステアリングにおけるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。

- 1) サスペンション構成部材への、センサー、歪ゲージの貼り付けおよび 配線の取り付け。
- 2) センサーの取り付け、接続を目的としたステー、ブラケット、サポートの取り付け。

但し、センサー、歪ゲージ、ステー、ブラケット、サポートがサスペンション構成部材の強度/機能に影響を与えてはならず、オリジナルと同等、あるいはそれ以上の強度信頼性が維持されていなければならない。

- 3) アクスルキャップの取り付け。
- 4) ダンパー
- 5) キャンバーシム
- 6) ステアリングポジションセンサーおよび配線の取り付け。
- 7) ステアリングホイール位置の移動を目的としたスペーサーの追加。

第10条 (略)

第11条 ホイールとタイヤ

- 11.1) ~11.4) 【略】
- <u>11.5) ホイールカバー</u>

ホイールカバーは禁止される。

- 11.6) ホイールアッセンブリー
 - 1) タイヤに加えてホイールに物理的に取り付けることのできる部品は、ホイールの表面処理および保護材、タイヤガス充填および排出のためのバルブ、ホイールナット、バランスウェイト、ドライブペグ、タイヤ圧力および温度監視装置およびホイールスペーサーに限定される。
 - 2) 【略】

- 1) サスペンション構成部材への、センサー、歪ゲージの貼り付けおよび 配線の取り付け。
- 2) センサーの取り付け、接続を目的としたステー、ブラケット、サポートの取り付け。

但し、センサー、歪ゲージ、ステー、ブラケット、サポートがサスペンション構成部材の強度/機能に影響を与えてはならず、オリジナルと同等、あるいはそれ以上の強度信頼性が維持されていなければならない。

- 3) アクスルキャップの取り付け。
- 4) ダンパー
- 5) キャンバーシム
- 6) ホイールナット
- 7) ステアリングポジションセンサーおよび配線の取り付け。
- 8) ステアリングホイール位置の移動を目的としたスペーサーの追加。
- 9) ステアリングホイールの変更。

但し、その代替品は、14.5) で規定する衝突試験に合格していなければならない。

第10条 (略)

第11条 ホイールとタイヤ

11.1) ~11.4) 【略】

11.5) ホイールアッセンブリー

1) タイヤに加えてホイールに物理的に取り付けることのできる部品は、ホイールの表面処理および保護材、タイヤガス充填および排出のためのバルブ、ホイールナット、バランスウェイト、ドライブペグ、タイヤ圧力および温度監視装置、ホイールスペーサーおよびホイールと一体構造でないホイールカバーに限定される。

ただし、11.2.1) に規定される最大幅を超えないことを条件とする。

2) 【略】

第12条 安全装置

12.1) ~12.9) 【略】

- 12.10) 安全装置におけるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。
 - 1) 消火装置

2) 安全ベルト

3) リムーバブルシート

但し、改造、取り付けおよび変更後も12.1)、12.3)、12.4)、および12.7)を満足していなければならない。

第13条~第17条【略】

第18条 車載カメラ

- **18.1)** 車載カメラシステム搭載の有無にかかわらず、最低重量 (3.1) 参照) を満たさなければならない。
- 18.2) 車載カメラシステムを搭載しない車両は、その重量に相当するダミーウェイトを搭載しなければならない。
- 18.3) 車載カメラシステムは、車体寸法規定の対象とはならない。
- **18.4)** 車両(主要ロール構造体を含む)への取り付けは、指定された場所、治具、方法、寸度に限定される。

第12条 安全装置

12.1) ~12.9) 【略】

- 12.10) 安全装置におけるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。
 - 1) 消火装置
 - 2) 後方視界用ミラー

但し、車体への当初の取り付け位置を維持しなければならない。

- 3) 安全ベルト
- 4) リムーバブルシート

但し、改造、取り付けおよび変更後も12.1)、12.3)、12.4)、および12.7)を満足していなければならない。

第13条~第17条【略】

第18条 車載テレビカメラ

- **18.1)** 車載<u>テレビ</u>カメラシステム搭載の有無にかかわらず、最低重量 (3.1) 参照) を満たさなければならない。
- 18.2) 車載<u>テレビ</u>カメラシステムを搭載しない車両は、その重量に相当するダミーウェイトを搭載しなければならない。
- 18.3) 車載テレビカメラシステムは、車体寸法規定の対象とはならない。
- 18.4) 車両(主要ロール構造体を含む)への取り付けは、指定された場所、治具、方法、寸度に限定される。

以上

以上